

下記の事業について、一般競争入札を行うので、静岡県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年静岡県規則第74号）第3条の規定に基づき公告する。

平成17年9月2日

静岡県知事 石川 嘉延  
記

1 入札執行者

静岡県知事 石川 嘉延

2 入札に付する事項

(1) 入札番号

第7号

(2) 事業名

総合科学技術高等学校(仮称)PFI事業(以下「本事業」という。)

(3) 事業実施場所

静岡市葵区長沼500番1

静岡市清水区八坂東一丁目16-1

静岡市葵区太田町24番地

(4) 事業概要

事業者が実施する本事業の範囲は、次のとおりとする。

ア 施設の設計業務及び建設業務

イ 産業教育等に供するための装置・備品等(以下「産業教育装置等」という。)の調達・設置業務

ウ 既設の産業教育装置等の移設・設置・調整業務

エ 施設の所有権移転業務

オ 施設の維持管理業務

カ 運營業務

キ 既存施設の解体等業務

(5) 事業期間

この入札により締結する契約に係る静岡県議会の議決のあった日から平成40年3月31日まで。

(6) 入札方法

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札とする。

3 入札に参加する者(以下「応募者」という。)に必要な資格に関する事項

(1) 応募者の構成等

応募者は、事業範囲に含まれる各業務を実施することを予定する単体企業(以下「応募企業」という。)又は複数の企業により構成されるグループ(以下「応募グループ」という。)とし、応募グループは、代表者を定めるものとする。応募グループで入札に参加する場合には、資格確認申請時に応募グループの代表企業名、構成員名及び協力会社(応募企業又は応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者)名を明記し、必ず代表企業が資格確認申請及び入札の手続を行うこと。

資格確認申請後の応募グループの構成員及び協力会社の変更及び追加は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は県と協議を行い、県が承認した場合に限り、構成員及び協力会社

の変更及び追加を認めることとするが、この場合であっても代表企業の変更は認めない。

なお、応募企業、応募グループの構成員又は協力会社が他の応募グループを構成すること（協力会社を含む。）及び同一入札参加者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者の参加資格要件

応募者の参加資格要件は、次のとおりとする。

ア 応募企業、応募グループの構成員又は協力会社に共通の資格要件

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (イ) 静岡県知事から静岡県工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成元年 8 月 29 日付け管第 324 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (ウ) 静岡県知事から静岡県の物品調達に係る供給業者指名停止基準（昭和 54 年 1 月 12 日付け用第 69 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (エ) 静岡県知事から静岡県の庁舎等管理業務委託業者指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (オ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定による営業停止命令を受けていないこと。
- (カ) 次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者であること。
  - a 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
  - b 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- (キ) 入札参加資格確認申請書提出日の直前 1 年間の法人事業税、法人県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (ク) 本事業のアドバイザー業務に関与した者及びその関連会社でないこと。
  - a 本事業のアドバイザー業務に関与した者  
株式会社建設技術研究所 東京都中央区日本橋浜町 3-21-1  
シリウス総合法律事務所 東京都千代田区麹町 5-3-3  
特定非営利活動法人ニューパブリックマネジメント協会 東京都墨田区太平 3-10-5
  - b 関連会社とは、次の者をいう。
    - (a) アドバイザー業務に関与した者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
    - (b) アドバイザー業務に関与した者が、発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
    - (c) 代表権を有する役員が、アドバイザー業務に関与した者の代表権を有する役員を兼ねている者
- (ケ) 総合科学技術高等学校（仮称）整備事業者選定審査会（以下「審査会」という。）の委員本人、委員が属する企業及びその関連会社でないこと。

関連会社とは、次の者をいう。

  - a 委員が属する企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
  - b 委員本人、委員が属する企業が、発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又は

その出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

c 代表権を有する役員が、委員が属する企業の代表権を有する役員を兼ねている者

イ 各業務に当たる者の資格要件

応募企業、応募グループの構成員及び協力会社のうち、設計、建設、解体及び維持管理の各業務に当たる者は、それぞれ次の資格要件を満たしていること。

なお、建設業務に当たる者及びその関連会社が工事監理業務を行うことはできない。

(ア) 設計業務に当たる者

a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

b 静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格の認定を受けていること。

c 過去 10 年間に於いて学校教育法で定める学校の施設の設計業務（校舎又は体育館の新築、増築、改築に係る設計業務）の実績を有すること。

(イ) 建設業務のうち建築工事に当たる者

a 建設業法第 3 条第 1 項の規定により、建築工事業に係る特定建設業の許可を受けた者であること。

b 静岡県における建設工事競争入札参加資格の建築一式工事に係る認定を受け、かつ、建築一式工事に係る経営事項審査結果（審査基準日が入札日の 1 年 7 ヶ月前の日付以降のもの）の総合評定値が 885 点以上であること。

c 本工事に対応した監理技術者資格者証（建築）の交付を受けている者で監理技術者講習を受講したものを主任技術者又は監理技術者として当該工事に専任で配置できること。

(ウ) 建設業務のうち土木工事に当たる者

a 建設業法第 3 条第 1 項の規定により、土木工事業に係る特定建設業の許可を受けた者であること。

b 静岡県における建設工事競争入札参加資格の土木一式工事に係る認定を受け、かつ、土木一式工事に係る経営事項審査結果（審査基準日が入札日の 1 年 7 ヶ月前の日付以降のもの）の総合評定値が 1,040 点以上であること。

c 本工事に対応した監理技術者資格者証（土木）の交付を受けている者で監理技術者講習を受講したものを主任技術者又は監理技術者として当該工事に専任で配置できること。

(エ) 建設業務のうち上記(イ)(ウ)以外の建設工事（建設業法第 2 条第 1 項に規定する工事）に当たる者

a 建設業法第 3 条第 1 項の規定により、当該建設工事の種類に応じて許可を受けた者であること。

b 静岡県における建設工事競争入札参加資格の当該建設工事に係る認定を受け、かつ、電気工事については、電気工事に係る経営事項審査結果（審査基準日が入札日の 1 年 7 ヶ月前の日付以降のもの）の総合評定値が 830 点以上であり、管工事については、管工事に係る経営事項審査結果（審査基準日が入札日の 1 年 7 ヶ月前の日付以降のもの）の総合評定値が 830 点以上であること。

(オ) 工事監理業務に当たる者

a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

b 静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格の認定を受けていること。

c 過去 10 年間に於いて学校教育法で定める学校の施設の設計業務又は工事監理業務（校舎又は体育館の新築、増築、改築に係る設計業務又は工事監理業務）の実績を有すること。

(カ) 産業教育装置等の調達・設置業務に当たる者

静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、当該物品ごとの営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。

※該当する営業種目（電子計算機、教育用機械器具、計測測定機械器具、理化学機械器具、工作用機械器具、産業用機械器具、産業用電気機器等）のいずれかに登載があればよいものとする。

(キ) 解体業務に当たる者

a 建設業法第3条第1項の規定により、土木工事業、建築工事業又はとび・土工工事業に係る許可を受けた者であること。

b 静岡県における建設工事競争入札参加資格の土木一式工事、建築一式工事又はとび・土工・コンクリート工事に係る認定を受けていること。

(ク) 設備維持管理業務（修繕業務及び大規模修繕業務を除く。）に当たる者

静岡県の「庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿」（営業種目：設備保守管理※）に登載があること。

※「設備保守管理の細目」の9番から30番までのいずれかに登載があればよいものとする。

(ケ) 環境衛生管理・清掃業務に当たる者

a 静岡県の「庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿」（営業種目：設備保守管理※）に登載があること（環境衛生管理業務に当たる者）。

※「設備保守管理の細目」の1番から8番までのいずれかに登載があればよいものとする。

b 静岡県の「庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿」（営業種目：清掃）に登載があること（清掃業務に当たる者）。

(コ) 保安警備業務に当たる者

静岡県の「庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿」（営業種目：警備）に登載があること。

(カ) 修繕業務及び大規模修繕業務に当たる者

a 建設業法第3条第1項の規定により、当該建設工事の種類に応じて許可を受けた者であること。

b 静岡県における建設工事競争入札参加資格の当該建設工事に係る認定を受けていること。

ウ 応募企業、応募グループの資格要件

資格審査（一次審査）における事業概要提案があらかじめ定める審査基準を満たしていること。

(3) 入札参加資格の確認基準日

入札参加資格の確認基準日は、入札参加資格確認申請書の提出日とする。なお、落札者の決定前までに資格要件を欠くような事態が生じた場合は失格とする。

4 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

平成17年9月2日（金）から平成17年9月20日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 配布場所

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館7階

静岡県教育委員会財務課

電話番号 054-221-3125

054-221-3126

(3) 配布方法

上記(2)の配布場所において無料にて配布する。

5 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 提出期間

平成17年10月6日(木)から平成17年10月17日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(郵送による場合は上記期間内必着)

(2) 提出場所

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館7階

静岡県教育委員会財務課

電話番号 054-221-3125

054-221-3126

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。電送による提出は認めない。

6 入札手続等

(1) 入札書類の提出日時

平成18年1月25日(水) 午後1時30分 (郵送による場合は平成18年1月23日(月)必着)

(2) 入札書類の提出場所

静岡市葵区追手町9番6号

静岡県庁別館2階第1会議室A (郵送による場合は静岡県庁西館7階静岡県教育委員会財務課)

電話番号 054-221-3125

054-221-3126

(3) 入札書類の提出方法

持参又は郵送とする。電送による入札は認めない。

(4) 入札書の開札日時

平成18年1月25日(水) 入札書類の提出確認後、直ちに行う。

(5) 入札書の開札場所

静岡市葵区追手町9番6号

静岡県庁別館2階第1会議室A

電話番号 054-221-3125

054-221-3126

(6) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札金額の100分の5に相当する金額以上の入札保証金を入札前までに県に納付することとする。ただし次の(ア)又は(イ)に該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。

(ア) 入札参加者が、入札保証金額に相当する金額以上を保険金額とし、県を被保険者とする入札保証

保険契約を締結し、入札書類の提出時にその入札保証保険契約に係る保証証券を県に提出した場合

(イ) 応募企業又は応募グループの代表企業が、3(2)イ(ア)から(サ)までのいずれかの者である場合

イ 契約保証金

事業者は、新設施設整備等費相当額に当該額の5%に相当する額を加算した金額の10%に相当する金額以上の契約保証金を本契約締結時に県に納付することとする。ただし、事業者は、契約保証金の納

付に代えて、契約保証金額に相当する国債、地方債、額面金額の80%が契約保証金額に相当する政府保証のある債券若しくは静岡県知事が確実と認める社債又は静岡県知事が確実と認める金融機関の保証を差し入れることができる。また、事業者が、契約保証金額に相当する金額以上を保険金額とし、県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。

なお、維持管理・運営期間中においては、履行保証保険を付保する必要はない。

#### (7) 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 所定の日時、場所に提出しない入札
- イ 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- ウ 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- エ 入札書に記名押印がない入札
- オ 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- カ 代理人が2人以上の者の代理をしていた入札
- キ 入札者が同一の事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- ク 無権代理人がした入札
- ケ 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者のした入札
- コ 所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- サ 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- シ その他入札に関する条件に違反した入札

#### (8) 落札者の決定方法

##### ア 資格審査

###### (7) 参加資格要件審査

応募者の資格等が、入札参加資格要件を満たしているか審査する。資格不備の場合は、その入札参加者は失格とする。

###### (4) 事業概要提案審査

応募者が提出した提案書を審査し、本事業に対する理解度及び基本的な考え方を審査する。提案書に記載された内容について、落札者決定基準に示す方法により得点化し、審査会において審査する。審査の結果、100点満点で60点未満の者を失格とする。

なお、資格審査合格者のみが提案評価に応募できるものとする。

##### イ 提案評価

###### (7) 入札金額の確認

入札書に記載された入札金額（事業期間を通じて県が支払うサービス購入料の総額）が、県の設定した予定価格を超えていないことを確認する。入札金額が予定価格を超えている場合は、その入札参加者は失格とする。

###### (4) 基礎審査

提案書等に記載された内容について、要求水準書等に示す要件をすべて満たしていることを確認する。要求水準書の必要水準を満たしていない場合は、その入札参加者は失格とする。

###### (7) 総合審査

審査会は、提案書等に記載された内容について、落札者決定基準に示す「評価項目ごとの得点化方法」に従って評価・得点化し、得点の合計が最も高い提案を優秀提案として選定する。県は、

審査会の評価を受けて落札者を決定する。

(9) 契約書作成の要否

要

7 その他

(1) 詳細は、入札説明書による。

(2) 手続において使用する言語は日本語、通貨単位は円、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、時刻は日本標準時とする。

(3) 入札等の実施に関する問い合わせ先

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館7階

静岡県教育委員会財務課

電話番号 054-221-3125

054-221-3126

ファックス 054-221-3571

e-mail kyoui\_zaimu@pref.shizuoka.lg.jp

(4) その他

ア 本事業に係る事業契約は、静岡県議会の議決を要するものである。

イ 提出を受けた入札書類は返却しない。

8 落札者決定基準

(1) 資格審査（事業概要提案審査）

ア 評価区分と配点

(ア) 事業に対する基本的な考え方 27点

(イ) 設計業務に関する考え方 48点

(ウ) 維持管理業務に関する考え方 16点

(エ) 運營業務に関する考え方 9点

イ 得点化方法

評価区分を細分化した設問ごとに5段階で評価し、当該設問に定める配点に1.00を乗じたもの、0.75を乗じたもの、0.50を乗じたもの、0.25を乗じたもの及び0.00を乗じたものを、得点として付与する。

(2) 提案評価（総合審査）

ア 評価区分と配点

(ア) 設計業務に関する事項 30点

(イ) 新設施設の建設業務に関する事項 5点

(ウ) 産業教育装置等の調達等に関する事項 3点

(エ) 既存施設の解体等業務に関する事項 2点

(オ) 新設施設の維持管理業務に関する事項 9点

(カ) 新設施設の運營業務に関する事項 6点

(キ) 事業計画全般に関する事項 15点

(ク) サービス購入料に関する事項 30点

イ 得点化方法

サービス購入料に関する事項を除き、評価区分を細分化した評価項目ごとに5段階で評価し、当該項目に定める配点に1.00を乗じたもの、0.75を乗じたもの、0.50を乗じたもの、0.25を乗じたもの及

び0.00 を乗じたものを、得点として付与する。サービス購入料に関する事項は、提案金額に応じて得点を付与する。

## 9 Contract Summary

### (1) Subject matter of the contract

Design, construction, maintenance and operation of Comprehensive [Science and Technology High-School \(provisional name\)](#).

Demolition of the existing buildings of Shimizu Technical High-School and Shizuoka Technical High-School.

### (2) Application deadlines

For application form and other qualification documents:

[From October 6th \(Thu\), 2005 to October 17th \(Mon\), 2005.](#)

(※ The reception desk will be open 9:00-12:00 and 13:00-17:00 .

Submission is accepted both in person and by post.)

For tender documents:

a Direct applications should be made at 13:30 on [January 25th \(Wed\), 2006.](#)

b In the case of application by mail, the tender document should arrive by [January 23rd \(Mon\), 2006.](#)

### (3) Managing Authority

Financial Affairs Division of Shizuoka Prefectural Board of Education

Address: 9-6 [Ohte-machi, Aoi-ku](#), Shizuoka City, Shizuoka Prefecture, JAPAN (ZIP Code: 420-8601)

Tel: (054) 221-3125 / (054) 221-3126

E-mail: [kyoui\\_zaimu@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:kyoui_zaimu@pref.shizuoka.lg.jp)